**相続債権者受遺者くらの請求申出の催告**

本籍兵庫県西宮市今在家町一九番地　最後の住所兵庫県宝塚市高司三丁目六番一一号　被相続人　亡　若林　一二蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十一日

兵庫県宝塚市栄町二丁目一番一号ソリオⅡ三階　相続財産管理人　司法書士　堂山　剛志

**相続債権者受遺者くらの請求申出の催告**

本籍徳島県阿波郡阿波町字東原一五番地　最後の住所徳島県阿波郡阿波町字東柴生一四番地一　被相続人　亡　坂東マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年四月十一日

事務所徳島市東吉野町二丁目一九番地四　相続財産管理人　髙島　美紗

**旅行業者営業保証金取戻し公告**

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 26 年 4 月 11 日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①旅くらぶ楽園株式会社　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３―1002号　④旅くらぶ楽園株式会社　埼玉県新座市畑中１丁目12番27号ビレッヂ斉藤201　代表取締役　横山美貴子　⑤本社営業所　埼玉県新座市畑中１丁目12番27号ビレッヂ斉藤201　⑤平成18年11月13日　⑧平成26年３月11日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県新座市畑中１丁目12番27号ビレッヂ斉藤201　旅くらぶ楽園株式会社　代表取締役　横山美貴子

Ｂ　①エイチ・アイ・オー株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―6172号　④エイチ・アイ・オー株式会社　東京都渋谷区円山町22番12号　代表取締役　延藤清　⑤エイチ・アイ・オー株式会社　本社営業所　東京都渋谷区初台２丁目11番６―502　⑥平成21年４月30日　⑧平成26年２月５日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都渋谷区円山町22番12号　エイチ・アイ・オー株式会社　代表取締役　延藤清

Ｂ　①株式会社ピーエーティツアーズ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3556号　④株式会社ピーエーティツアーズ　東京都台東区上野１丁目17番３号　代表取締役　原幸男　⑤株式会社ピーエーティツアーズ本社営業所　東京都台東区上野１丁目17番３号　⑥平成８年３月15日　⑧平成26年３月15日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都台東区上野一丁目17番３号　株式会社ピーエーティツアーズ　代表取締役　原幸男

Ｂ　①株式会社リクエスト　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３―683号　④株式会社リクエスト　福岡市中央区渡辺通５―１―14　代表取締役　高木晋介　⑤本社営業所　福岡市中央区渡辺通５―１―14　⑥平成20年３月14日　⑧平成25年３月14日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡市中央区渡辺通５―１―14　株式会社リクエスト　代表取締役　高木晋介

**旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告**

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 26 年 4 月 11 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①トラベルデスク　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―615号　④長谷川泰弘　足利市小俣町1794―９　⑤本社営業所　足利市丸山町682番地13　⑥平成17年５月30日　⑦平成26年２月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①有限会社東武トラベルシステム　②第３種旅行業　③栃木県知事登録旅行業第３―600号　④有限会社東武トラベルシステム　足利市新宿町994番地２　代表取締役　売野安和　⑤本社営業所　足利市通３丁目2757足利商工会議所友愛会館内　⑥平成16年１月26日　⑦平成26年１月25日　⑧60万円　⑨300万円

Ａ　①株式会社もちづき　②第３種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第３―461号　④株式会社もちづき　大網白里市南今泉4604番地　代表取締役　望月昭宏　⑤本社営業所　大網白里市南今泉4604番地　⑥平成５年１月20日　⑦平成26年１月20日　⑧60万円　⑨300万円